

岡山市水道局小修繕業者登録の試行に関する要綱

平成23年3月30日

岡山市水道局訓令第18号

(趣旨)

第1条 この訓令は、建設業に関連する中小零細企業者が水道局(以下「局」という。)の軽易な修繕業務に参加する機会を設けるための登録制度を設けるにあたり、登録申請するために必要な資格、資格審査の時期、方法等について必要な事項を定めるものとする。

(小修繕業者として登録ができる者)

第2条 小修繕業者として登録ができる者は、次に掲げる者のうち、別表に掲げる施設の修繕に関わる業種について、直接履行が可能な者とする。

- (1) 個人の場合は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条に規定する住民票に記載されている住所若しくは外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3に規定する当該外国人に係る外国人登録原票記載事項証明書に記載する住所が岡山市内にある者のうち、主たる営業所が岡山市内にある者
- (2) 法人の場合は、主たる営業所が岡山市内にある者。ただし、契約締結権限を従たる営業所に委任する場合には、主たる営業所及び契約締結権限を委任する営業所のいずれもが岡山市内にある者

(小修繕業者として登録ができない者)

第3条 前条に該当する者であっても、次に掲げる者は小修繕業者として登録の申請をすることができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 岡山市水道事業等の競争入札参加資格及び審査等に関する規程(昭和62年市水道局管理規程第2号)第5条に規定する有資格者名簿に登載されている者
- (3) 岡山市税(岡山市税に係る徴収金を含む。)及び岡山市水道料金を納付していない者
- (4) 個人の場合は、岡山市水道局入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱(平成23年市水道局訓令第17号。以下「暴力団排除対策要綱」という。)第2条第6号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という。)である者

- (5) 法人の場合は、暴力団関係者に該当する者が暴力団排除対策要綱第2条第3号に規定する役員等にある者及び暴力団関係者がその事業活動を支配する者
- (6) 岡山市水道局指名停止基準（平成12年市水道局訓令第12号。以下「指名停止基準」という。）別表第7項第1号ア，同項第2号ア，第8項第1号，第9項及び第11項第2号から第8号までのいずれかに該当することを理由として，局から指名停止を受け，当該指名停止期間が満了していない者
- (7) 個人の場合は，他人に雇用されている者又は会社等を経営している者
- (8) 過去2年以内に，本市発注の工事等の契約において私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反，談合又は競売入札妨害若しくは本市職員（本市が資本金の2分の1以上を出資している法人の役員又は職員を含む。以下同じ。）に対する公務執行妨害，職務強要，恐喝，暴力的行為等の反社会的行為により，裁判官の発する令状による差押え，搜索若しくは検証を受け，若しくは逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起された者

（登録申請）

第4条 小修繕業者として登録を申請しようとする者は，小修繕業者名簿登録申請書に必要な書類を添付し，水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 登録に当たり，参加を希望できる業種（以下「希望業種」という。）は，別表に掲げる業種のうち3業種以内とする。

（資格の審査及び資格の有効期間）

第5条 前条の規定による申請があったときは，申請の内容を審査し，資格の有無を決定するものとする。

2 前項の規定により，資格を有すると認められた者（以下「小修繕業者」という。）については，小修繕業者の登録名簿（以下「小修繕業者名簿」という。）に登載するものとする。

3 岡山市小修繕業者登録の試行に関する要綱第5条第2項に規定する小修繕業者名簿を局の小修繕業者名簿として準用する。

（その他）

第6条 この訓令で定めるもののほか，必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は，平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

業 種	業種細 区分	小修繕等の例
大工	A	間仕切り等木部，作り付け家具の補修等
左官・タイル・れんが・ブ ロック	A	壁土，モルタル・コンクリート壁の塗り補修
	B	タイルの修繕
	C	れんが・ブロックの修繕
とび・土工・コンクリート	A	フェンス・ネットの繕い等
	B	コンクリート補修
屋根	A	屋根の補修
電気・電気通信	A	コンセント，電気配線修理，照明器具修繕
	B	建築物の電球・蛍光灯，防犯灯，街路灯等の電 球替え
	C	電話設備の修理
	D	L A N 配線・設備の修理
	E	放送等通信機器の部品修理
	F	テレビアンテナ等視聴設備の部品修理
給排水衛生設備	A	給水管の補修（水道管直結のもの補修）
	B	給水管の補修（水道管直結のもの以外），水道 蛇口の取替え
	C	給湯器の部品修理
	D	トイレ等排水設備関係の修繕
空調設備	A	エアコン等冷暖房空調設備の部品修理
	B	排気・換気設備の部品修理

鋼構造物	A	樋門の部品修理・交換，門扉の補修
板金	A	板金製作・取付されたものの現場補修
	B	雨樋の補修
塗装・防水	A	壁・遊具・門扉等の塗装補修
	B	防水補修
内装	A	クロス・壁紙等の修繕
	B	フローリング・床の修繕
	C	畳等の修繕・取替え
	D	カーテン・ブラインド等の修繕
建具等	A	建具・ドア等の修繕，これらの鍵の修理
	B	シャッター・網戸・サッシ等の修繕
	C	襖・障子等の補修交換
	D	ガラス交換・ガラス補修
機械器具	A	機械器具（ポンプ等）の部品交換
	B	厨房用機器等の修理
消防設備	A	消防設備の部品修理・火災報知機の交換
その他の施設の修繕	A	上記以外の施設の修繕業務